

社外取締役及び社外監査役の要件等が改正されました（平成27年5月1日から）。

平成26年6月27日に会社法の一部を改正する法律等が公布されました（施行日：平成27年5月1日）。

この法律等の施行により、平成27年5月1日から、社外取締役及び社外監査役の要件等が改正されました。

- 1 社外取締役及び社外監査役の社外要件に関する改正（会社法第2条第15号、第16号）
現在要件が厳格化され、過去の地位に関する要件については、「就任の前10年間」というように緩和されました。

社 外 取締役	現 在 要 件 (強化)	① 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等ではないこと。 ② 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと（追加）。 ③ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。いわゆる兄弟会社）の業務執行取締役等でないこと（追加）。 ④ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の親族でないこと（追加）。
	過 去 要 件 (就任 の 前 10 年 間) (緩和)	① その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。 ② その就任の前10年内のいずれかの時において、当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
社 外 監査役	現 在 要 件 (強化)	① 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと（追加）。 ② 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。いわゆる兄弟会社。）の業務執行取締役等でないこと（追加）。 ③ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の親族でないこと（追加）。
	過 去 要 件 (就任 の 前 10 年 間) (緩和)	① その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。 ② その就任の前10年内のいずれかの時において、当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

（注1）親会社等・・・親会社又は株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるものを併せて「親会社等」と定義されている（会社法第2条第4号の2）。

（注2）業務執行取締役等・・・業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

（注3）会計参与・・・会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員

2 任期中の社外取締役及び社外監査役が、1の社外要件を満たさないこととなった場合の登記の記録例に関する改正

従前の記録例を見直し、任期中の社外取締役又は社外監査役が社外要件を満たさないこととなった場合の登記原因は、「年月日社外性喪失」に改正された。

役員に関する事項	取締役	法 務 太 郎	平成27年 3月30日就任
	(社外取締役)		平成27年 4月 1日登記
	取締役	法 務 太 郎	平成28年 2月 1日社外性喪失
			平成28年 2月 2日登記

なお、経過措置として、改正法の施行（平成27年5月1日）後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、改正前の会社法の要件のみを満たし、改正後の会社法の要件を満たしていない場合であっても、社外取締役及び社外監査役の地位が認められている（附則第4条）。

3 取締役及び監査役の責任限定契約に関する改正（会社法第427条第1項）

法第427条第1項の契約を締結することができる者		
① 社外取締役	 改 正	① 非業務執行取締役
② 社外監査役		② 監査役
③ 会計参与		③ 会計参与
④ 会計監査人		④ 会計監査人

責任限定契約を締結できる取締役又は監査役が、従前の「社外取締役」又は「社外監査役」から「非業務執行取締役」又は「監査役」に改正された。

ただし、改正法の施行前に、定款に社外取締役又は社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の定めを置いていた株式会社は、改正後も、当該定款の定めを置いたままで、社外取締役又は社外監査役との間で責任限定契約を締結することが可能である（社外取締役又は社外監査役は、改正法による改正後も、責任限定契約を締結することができる取締役又は監査役の要件を満たしているからである。）。

4 役員欄における社外取締役又は社外監査役の登記に関する改正

役員欄に社外取締役である旨の登記が必要となる場合		
① 社外取締役について責任限定 契約の締結についての定款の定 めがある場合		① 特別取締役による議決の定めがあ る場合 ② 指名委員会等設置会社の場合 ③ 監査等委員会設置会社の場合
	改 正	

役員欄に社外監査役である旨の登記が必要となる場合		
① 社外監査役について責任限定 契約の締結についての定款の定 めがある場合		① 監査役会設置会社の場合
	改 正	

役員欄に社外取締役又は社外監査役の登記がある場合において、改正法による改正後は、登記が必要となる場合に該当しなくなった場合には、役員欄の社外取締役又は社外監査役の記載は要しない。

ただし、経過措置として、当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り、当該社外取締役又は社外監査役の登記を抹消することを要しない（附則第22条第2項）。

なお、この経過措置によって登記を要しない期間においても、当該登記の抹消を申請することは可能であり、この場合の登記原因は、「平成27年5月1日社外取締役（又は社外監査役）である旨の抹消により変更」である。

役員に関する事項	取締役	法 務 次 郎	平成27年 3月30日就任
	(社外取締役)		平成27年 4月 1日登記
	取締役	法 務 次 郎	平成27年 5月 1日社外 取締役である旨の抹消により 変更
			平成28年 2月 1日登記